

## たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金交付要綱

令和3年12月1日

婚ラボ第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供する事業又は結婚を応援する事業を行う団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に主たる事務所を有する企業、店舗、施設、団体又は個人（以下「団体等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とする団体等でないこと。
- (2) 反社会的活動又はそれに類する活動を行う団体等でないこと。
- (3) 多可町暴力団排除条例（平成24年12月26日条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (4) 営利を目的として結婚相手紹介業を営む団体等でないこと。
- (5) 個人情報適切に管理できること。
- (6) 町税及び使用料等の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、結婚を希望する独身者を対象とした出会いの機会を提供する事業又は結婚を応援する事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上の独身者を対象とするもの
- (2) 参加者の総数を10名以上とし、参加者の半数以上を町内に住所を有する者又は町内に勤務する者を条件に募集するもの
- (3) 参加者は男女同数を目標に募集するもの
- (4) 参加者から参加費を徴収する場合は、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定するもの
- (5) 公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと認められる内容を含まないもの
- (6) 事業の開催場所は町内とし、事故防止に万全を期するもの

(7) 事業期間が単年度内であるもの

(8) 保険に加入するもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業の実施に必要な経費とし、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業につき補助対象経費の2分の1とし、参加者が10名以上40名以下の場合上限10万円、参加者が41名以上の場合上限20万円として、予算の範囲内で必要と認められる額を交付する。ただし、補助事業に収入（参加者からの参加費収入、協賛金収入など）がある場合、補助事業に要する経費の合計額から当該収入を控除した額を補助限度額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

3 補助金は、1団体等につき、同一年度内において2回までとし、予算の範囲内において交付する。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して会長に申請するものとする。

(1) 申請者の概要説明書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

(4) 誓約書（様式第5号）

(5) その他会長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により交付決定通知を受けた申請者は、申請内容を変更又は中止し

ようとするときは、速やかに、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- （1） 10名から40名の間での参加人数の変更又は41名未満とならない参加人数の変更
- （2） イベント時間の変更

2 会長は、事業の変更又は中止が適当であると認めたときは、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金交付（変更・中止）承認通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（様式第10号）
- （2） 収支決算書（様式第11号）
- （3） 事業に要した費用の領収書の写し
- （4） 事業実施時の記録写真
- （5） 実際参加された方の名簿（住所・勤務地・年齢あり）※実績
- （6） その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第10条 会長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、これを審査し、事業が適正に完了したことを確認したときは、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金確定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の通知を受けた申請者は、補助金の請求をしようとするときは、速やかに、たか婚活ネットワークラボ結婚応援事業補助金請求書（様式第13号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書を受理した後、補助金を交付する。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 会長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定

を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(庶務)

第13条 たか婚活ネットワークラボの庶務は、定住推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、たか婚活ネットワークラボの会議で定める。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月26日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年5月23日から施行する。